

施策 Ⅱ－２－２	地域福祉の推進
-------------	---------

目 的

- 福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。

現 状 と 課 題

- 少子高齢化が進み、生活意識も多様化する中、住民同士のつながりが希薄になり、地域での相互扶助の機能が低下する傾向が見られます。
- すべての県民が住みなれた場所で、尊厳を持ちながら、安心して暮らしていくために、日常的な生活圏域で、必要な時に、必要なサービスや支援を受けながら生活していける仕組みを作っていく必要があります。
- このため、県民のニーズに対応した質の高い福祉サービスを確保することや、生活上の様々な相談に対応し、関係機関等との連携によって総合的な支援を行うことができる体制を整備していく必要があります。
- また、地域住民や自治会、ボランティアなどの地域活動により、お互いに見守り、声かけしながら、自然に支えあう意識を醸成していくことも必要です。

取 組 む の 方 向

- 安心して暮らせる地域福祉の仕組みをつくるため、各市町村が進める「地域福祉計画」の策定を支援し、計画に基づく住民参加による総合的な地域福祉の実践を支援します。
- 住民に身近な地域を単位として、お互いに支え合う地域福祉を推進するため、自治会・区レベルでの福祉リーダーや協働の福祉活動をコーディネートする人材の養成を行います。
- 民生児童委員の活動については、相談支援を強化します。また、災害時の要援護者避難支援などの新たな課題へ対応するために必要な研修を実施し、民生児童委員個々の活動のレベルアップと民生児童委員協議会としての組織的活動の一層の展開を図ります。
- 福祉サービスを提供する基盤となる福祉人材の確保や育成、福祉サービスに関する苦情解決の体制、監査等を通じた社会福祉法人等への指導、福祉活動の場の確保などを行います。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
民生児童委員の年間相談 対応件数	92,093 件		93,000 件
市町村地域福祉計画の策 定市町村数	8 市町村		21 市町村

県内に配置している 2,277 名の民生児童委員が、県民から様々な相談を受け、支援を行った年間の件数です。平成 19 年末に約 3 分の 1 の委員が改選された中、現状並の相談対応件数の維持を

目指します。

市町村において公民協働の福祉サービスが提供できる体制づくりを進めるための「市町村地域福祉計画」が、全市町村で策定されることを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
地域福祉セーフティネット推進事業 〔担当課〕地域福祉課	○ すべての県民が、住み慣れた地域で生活できるよう、身近な生活区域で必要な福祉サービスを受けたり、お互いの支え合いや見守りなどの支援により、安心して暮らしていける仕組みづくりを進めます。
福祉人材確保・育成事業 〔担当課〕地域福祉課	○ ニーズに対応した質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉事業従事者などの福祉人材の確保やその資質向上を目的とする人材の育成など、福祉サービスの提供基盤を強化します。
福祉サービス利用支援事業 〔担当課〕地域福祉課	○ 判断能力が十分でない人でも安心して暮らせるよう、サービス利用や手当・年金の手続き、通帳預かり、代金支払いなどの日常生活の支援や、福祉サービスに関する苦情解決などを行います。